

令和4年8月23日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項（１件）

（１）児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定について

教育分野と福祉分野の連携 -滋賀県-

〈ポイント〉県と市町の福祉部局と教育部局を結ぶ連携協定を締結することで、学校内で支援を必要とする児童生徒に対し、双方の部局の連携のもと、早期に適切な支援をすることが可能になった。

【学校での支援フロー】

1. 県立学校において、児童生徒の不登校事案などの対応が必要な事案が発生

連携したいが……

高校

これまでは学校内の支援に留まる場合も

学校外への連携に壁

児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定

2. 必要に応じて市町立学校(出身校)、市町福祉部局、県福祉部局等の関係機関へ連絡

3. 必要に応じて関係機関で情報共有やケース会議を実施

4. 関係機関が連携した支援を実施

連携

ポイント(連携を容易に)
協定のおかげで、学校側が県や市町に協力を求めやすくなった。

市役所
協定締結市町

小中学校

県庁

保護者

情報共有・ケース会議

県福祉部局
市町福祉部局

県立高校
市町立小中学校(出身校)

支援

【児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定】

県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四者で協定を締結し、**県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて**、支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、**連携した支援を行う取組**。令和3年4月に運用開始。

（支援対象者）

- ・不登校および不登校傾向にある者
- ・発達障害等特別な支援を必要とする者
- ・中途退学および転学等が心配される者
- ・その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる者

ポイント(スムーズな情報共有)

協定のおかげで情報共有がスムーズになり、**県と市町、教育と福祉の連携がしやすくなった。**

（令和3年度の実施市町）

14市町(全市町数19)

市町から、早期支援のため高校と連携したいとの要望を受け、**県庁が主導して枠組みを検討**。県福祉部局から市町福祉部局へ、県教育委員会から市町教育委員会へ、説明を重ね、**広域での取組を実現**。

【協定締結自治体における実際の支援事例】

- 令和3年4月に高校に進学した生徒について、高校から市の発達支援部局に対して協定に基づく連携の申し入れ。
 - 市の発達支援部局が学校を訪問し情報共有。
 - 生徒がGW明けから登校できていなかったため、市の発達支援部局が本人との面談を実施。担任、保護者に情報を共有。
 - 高校と市の発達支援部局が協力して、高校での生徒の様子等を資料にまとめ、市の発達支援部局から医療機関につないだ結果、医療機関で診断を受け、治療が開始。
 - 市の発達支援部局、保護者、学校の3者でケース会議を実施し、家庭と学校でできる取組を確認。
- ※その後、**県教育委員会と市の発達支援部局の関係性が構築され、市の発達支援部局が講師となって、高校教員に対する「合理的配慮」に係る研修会を実施**。
- ポイント(相互理解の促進)
連携をきっかけに、**高校(県教育委員会)と市の福祉部局の関係が構築される**。高校に、**福祉的支援の知識やノウハウが広がる**きっかけになった。

県内19市町の動向

令和3年度から取組実施(令和2年度協定締結) 14市町
大津市、彦根市、守山市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

令和4年度から取組実施(令和3年度協定締結) 3市町
栗東市、野洲市、近江八幡市

※長浜市は当該取組に賛同しない意向であることを聞いている

実績およびニーズ

- ・令和3年4月から9月の半年間で21校(対象校67校)、210件の協定に基づく連携が行われた
全日制高等学校 15校、定時制高等学校 3校、特別支援学校 3校
- ・連携先機関内訳 福祉部局90%、教育委員会(学校)10%

【令和3年10月開催の県主催会議資料より】

- ・生徒や保護者は様々な悩みを持っているので、つなげる相談先があることはよい。
- ・将来への不安や学校を卒業した後の不安を抱えている保護者も多く、18歳以降の相談先がない。

【市内高校ヒアリング結果より】

児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する取組(連携協定)について

連携協定の概要

【目的】

県立学校[高等学校、特別支援学校、中学校]に進学した児童生徒(県立学校へ入学予定の者および県立学校を中途退学した者を含む)のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四者で協定を締結し、県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて、支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、連携した支援を行う取組

【支援の対象者】

- ①不登校および不登校傾向にある者
- ②発達障害等特別な支援を必要とする者
- ③中途退学および転学等が心配される者
- ④その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる者

【取り扱う個人情報の内容】

- ①住所、氏名、年齢、性別、学校名、学年、事案の概要および関連する心身の状況
- ②交友関係や家庭の状況等表出している課題の背景や要因につながるもの
- ③対象児童生徒に関わりのある県(市)立学校での配慮事項や功を奏した支援方法等、適切な継続的支援につながるもの

連携協定の必要性

現状

本市では、草津市立少年センター・あすくる草津における青少年の非行防止や健全育成、発達段階に課題を抱える子どもへの相談支援、福祉の総合相談窓口の設置など、子ども・若者に関する様々な相談支援に取り組んでいる。教育委員会においては、義務教育期における不登校や個別支援を要する児童生徒への相談支援や、県立学校等との情報共有の取組を実施。

課題

不登校や個別支援が必要な高等学校の児童生徒、高校中退者の情報共有や連携は、県内市町や各県立学校によって対応にばらつきがある。

対策

県立学校へ進学した児童生徒(入学予定者および中退者)のうち、特別な支援を必要とする者が切れ目のない支援を受けられるよう、市町および市町教育委員会ならびに県および県教育委員会の四者で協定を締結し、情報共有等の仕組みを整える。

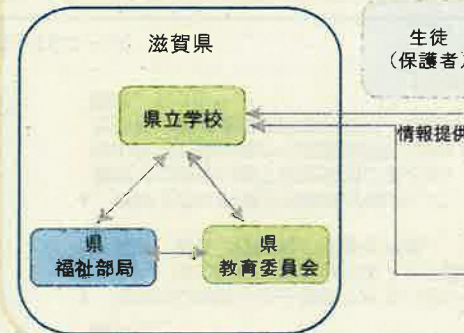
各実施主体の窓口(連絡責任者)

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 市長部局 | 子ども未来部子ども家庭・若者課長 |
| (2) 市教育委員会 | 児童生徒支援課長および各市立学校長 |
| (3) 県知事部局 | 健康医療福祉部障害福祉課長、子ども・若者部年局家庭支援推進室長 |
| (4) 県教育委員会 | 幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室長および各県立学校長 |

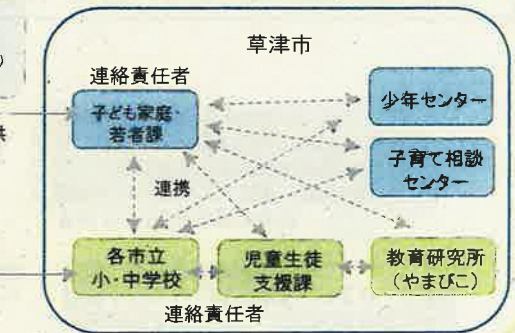
連携協定で想定される対象者別の支援イメージ

※対象者別の関係課は主だった課を記載(記載のない課も事案によっては連携する)

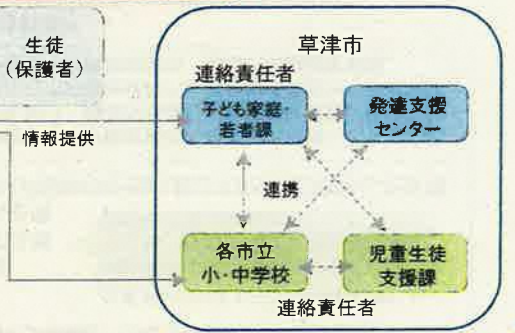
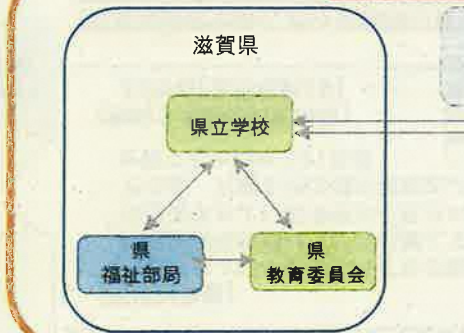
対象者① 不登校傾向



対象者③ 中途退学、転学等の心配



対象者② 発達障害等



対象者④ その他(ヤングケアラー、自殺企図等)

